

次期「京都市環境基本計画」策定及び個別計画の中間見直し 並びに京都市地球温暖化対策条例の改正について

本市では、「京都市環境基本計画」及び「京都市地球温暖化対策計画」、「京都市生物多様性プラン」、「京都市循環型社会推進基本計画」の3つの個別計画を策定し、環境政策の推進を図ってまいりました。

今年度末に、京都市環境基本計画が計画期間を終えるとともに、3つの個別計画については、策定から5年が経過し中間の年度に当たることから、次期京都市環境基本計画の策定及び個別計画の中間見直しに係るパブリックコメントを実施いたしますので、御報告いたします。

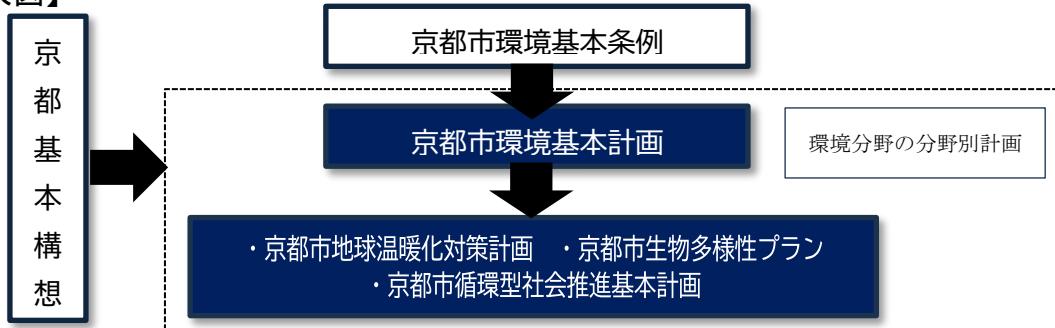
また、京都市地球温暖化対策条例について、温室効果ガス排出量の削減目標に係る改正案を提案するため、併せてパブリックコメントを実施いたします。

1 次期「京都市環境基本計画」策定及び個別計画の中間見直し

(1) 各計画の位置付け

京都市環境基本計画は、京都市環境基本条例に基づき策定する環境行政のマスター プランであり、「京都基本構想」の分野別計画であるとともに、環境分野の3つの個別 計画の上位計画として位置付けられている。

【体系図】



(2) 京都市の環境を取り巻く現状及び課題

本市の環境政策は、市民・事業者の皆様の御尽力により、大きな成果を挙げているが、その一方で、環境問題は地球規模でより深刻さを増している。

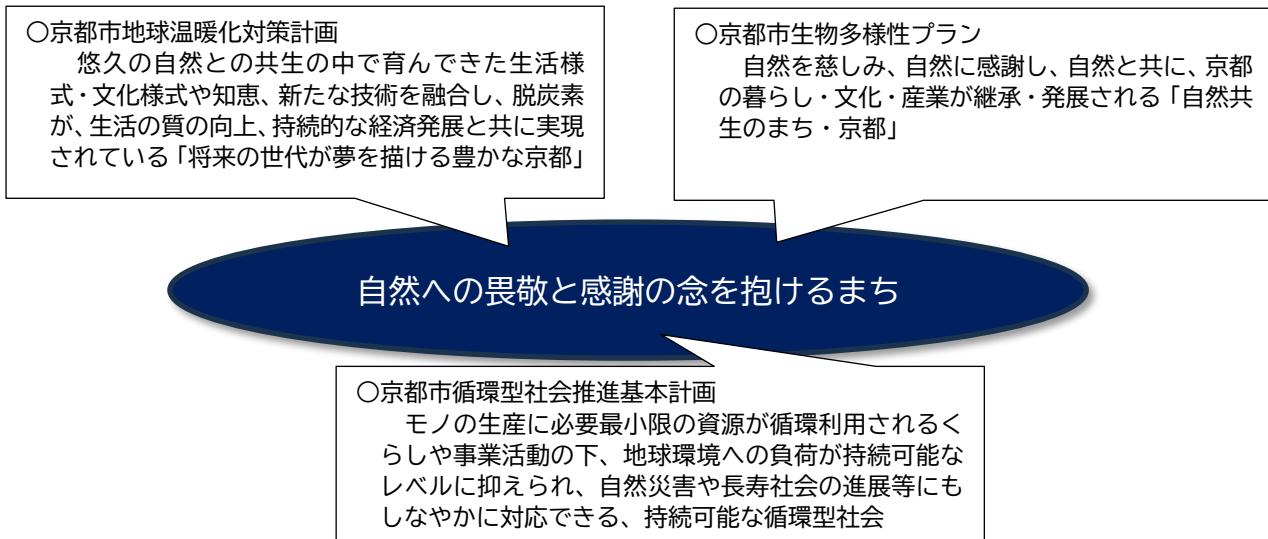
そのような中、本市としても、国全体で本格化する人口減少、観光需要の拡大に伴う課題やプラスチック問題等に対応するとともに、2050年カーボンニュートラルやネイチャーポジティブといった世界的目標の達成に向けて、更に取組を進めていく必要がある。

そのため、本市として、「環境の保全に関する活動への事業者及び市民の参加及び

協力を促進し、その意見を適切に反映する責務」（京都市環境基本条例）をしっかりと果たしていくと同時に、市民や事業者、本市に通勤・通学している方、世界各地から京都を訪れる方等、より多くの本市に関わる様々な立場の人、一人一人に、環境問題に取り組む必要性を理解していただき、前向きな気持ちで、また、協働して環境保全に取り組んでいただく必要がある。

（3）京都市が目指す将来像

「京都基本構想」に合わせて、京都市民がめざすまちの一つ「自然への畏敬と感謝の念を抱けるまち」を 2050 年の環境全体の将来像として掲げる。



（4）計画策定・中間見直しに当たってのポイント

【次期京都市環境基本計画】（別紙 パブリックコメント冊子案 P4～P5 参照）

- ① ごみの収集処理といった基幹的業務の維持や、脱炭素、生物多様性、資源循環などの環境政策の一体的推進はもとより、他の行政分野と連携することで、環境だけでなく、京都経済の成長や地域の活性化等につながるものとする。
- ② 環境分野に深い知見を有し、先進的に取り組んでおられる方々の活動等を通じて、京都がこれまで培ってきたものを継承発展させていくと同時に、ウェルビングといった新しい価値観、AI 等の新しい技術を取り入れたものとする。
- ③ 市民が楽しみながら、また、事業者には、自らの事業の継続発展につながるなど、前向きに取り組んでいただくためのインセンティブを意識した取組を検討する。
- ④ 市民・事業者に望まれる行動をより具体的に明示するとともに、自分たちの取組が環境改善につながっていることが実感できる KPI（評価指標）を示す。

【個別計画】

- ① 京都市地球温暖化対策計画

気候変動による影響の一層の顕在化・深刻化や本市の削減状況、国の動向等を踏まえ、2050 年脱炭素社会の着実な実現に向けて、温室効果ガス排出量の削減目標

の引上げ・新規設定と、その達成に向けた対策の強化・拡充を図る。

(別紙 パブリックコメント冊子案 P6～P7 参照)

② 京都市生物多様性プラン

ネイチャーポジティブや 30by30 といった世界的目標が示されたことや、自然共生サイトなど新たな生物多様性の保全・再生のための制度が創設されたことを踏まえ、各行政分野との融合による更なる認知・行動変容の促進を進める。

(別紙 パブリックコメント冊子案 P8～P9 参照)

③ 京都市循環型社会推進基本計画

ごみ量の目標前倒し達成等、プラン前半期の実績や策定後の社会動向を踏まえ、2050 年を見据えた中長期的な推進方針（資源循環の推進、脱炭素化への貢献、持続可能な処理体制の確立）を定めるとともに、それに基づく施策の強化により、ごみの減量や資源循環を一層促進する。

また、中長期的な推進方針に基づき、施設整備の基本的な考え方を定め、次期クリーンセンターの整備内容及びごみ処理の広域化・集約化の検討を進める。

(別紙 パブリックコメント冊子案 P10～P11 参照)

(5) 計画の施策

市民・事業者・観光客等、京都に関係する幅広い人々の行動変容を促し、環境保全活動に積極的に取り組んでいただくため、以下の施策を検討・実行する。

① 京都市環境基本計画（基本施策： 1 1）

【主な内容】

- ・各主体の行動と効果の明確化（滞在者も含めた主体別指針の作成）
- ・行動につながるインセンティブ（前向きに取り組むための手立て）
- ・情報コミュニケーションの促進（情報発信のほか、ワークショップ等の意見交換）

② 京都市地球温暖化対策計画（推進方針： 2 4）

【主な内容】

- ・再エネ・自家消費※の拡大と徹底した省エネ対策の促進
※ 再エネ発電設備により発電した電気を自ら使用すること。
- ・森林等による吸収源対策や気候変動の影響を軽減するための適応策の推進
- ・イノベーションやグリーン人材の育成など、中長期的視点に立った施策の推進

③ 京都市生物多様性プラン（施策項目： 1 7）

【主な内容】

- ・「生きものむすぶ・みんなのミュージアム」の構築
- ・市内の企業等と連携した、京都ゆかりの植物の持続可能な供給
- ・生物多様性に配慮した緑化に係る優良事例集の作成・運用

④ 京都市循環型社会推進基本計画（重点施策： 1 2）

【主な内容】

- ・回収拠点の充実などによる資源物回収の強化

- ・生ごみの発生抑制・リサイクル対策
- ・発生抑制・資源循環によるプラスチック・衣類対策の強化

(6) 進行管理

- ① 次期京都市環境基本計画の指標については、3つの個別計画の主な指標を客観的指標として設定するとともに、ウェルビーイングの向上を意識し、市民の環境についての実感や行動の側面を長期的視点で把握する分野横断指標を主観的指標として設定する。

【次期京都市環境基本計画において客観的指標として設定する個別計画の主な指標】

- ・温室効果ガス排出量（2030年度目標値：46%以上削減（2013年度比））
- ・自然共生サイト認定面積・件数（2030年度目標値：700ha・30件）
- ・ごみ焼却量・再生利用率（2030年度目標値：30万トン・39%）

- ② 3つの個別計画における中間見直しにおいては、現計画策定時からの状況の変化等を踏まえ、必要な新規指標の設定や、目標の上方修正を行う。

2 京都市地球温暖化対策条例の改正

京都市環境審議会及びその下に設置された地球温暖化対策推進委員会における議論を踏まえた温室効果ガス排出量の削減目標について、2050年脱炭素社会の実現に向け、市民・事業者等の皆様と共有し、共に取組を推進していくため、京都市地球温暖化対策条例の改正案を提案する。

【条例改正（案）】

- ・2030年度削減目標を「46%以上」（現行規定：40%以上）に引上げ
- ・2035年度削減目標「60%削減」及び2040年度削減目標「73%削減」を新たに設定
- ・2050年削減目標の対象を「二酸化炭素」から「温室効果ガス」に変更

3 市民意見の募集（パブリックコメント）

- （1）募集期間 令和8年1月5日（月）から令和8年2月4日（水）
- （2）冊子の配布場所 本市関連部署窓口、市役所案内所、区役所及び区役所支所等
(京都市情報館等の各種ホームページにも掲載します。)
- （3）応募方法 ホームページ京都市情報館内の意見送信フォーム、電子メール、郵送、FAX又は持参のいずれかによる方法

4 今後のスケジュール

- 令和8年1月5日 パブリックコメント開始（2月4日まで）
- 2月 2月市会で京都市地球温暖化対策条例改正案の提案
- 3月末 次期京都市環境基本計画の策定・個別計画の改定
(次期京都市環境基本計画策定・京都市地球温暖化対策計画の改定は、京都市地球温暖化対策条例改正案の議決を前提とする。)